

「冤家考」に於ては、莊官或は山上・山下の供僧等に隸屬し、普通の百姓よりは一段下の階層を形成したと考へられる冤家を取上げ、その冤家の義務としては冤家領有者の名田の耕作及び身邊雜事の勤仕を擧げ、かゝる力役を課せられた點から、冤家が農奴的色彩を有してゐたことを指摘されてゐる。近時わが國の莊園内部に於ける佃の研究が進展し、佃と西歐の *tenement* 或は *Frühhof* との類似が注意され、わが國の莊園制度の下にあつても、西歐と同じく勞働地代の存したことが明にされて來た。今こゝに著者によつて冤家の義務として提供された資料は、地頭や莊官の給田・給名も亦、佃と同一方法によつて經營されたことを示すもので、わが國に於ける勞働地代の形態の普及を考へる上に於て、重大な意義を有するものと思はれる。そして若しわが國中世の農民の性質が、勞働地代の有無と密接な關係を持つものとすれば、この事實は更に重大な意義を有するとされねばならないであらう。その他、奴隸的存在としての下人、守護がその分國に課した公方役なども精細な研究ではあるが、こゝには觸れない。

以上後編に於て提起された種々の問題の解明は、中世農村の内部に於ける諸對立を明かにし、中世農民の眞の姿を確めるに資する所少くないと考へる所以である。

現今莊園研究の興隆して來た時に當り、極めて良心的な本書の如き良著を得たことは、學界の爲め慶賀すべきことであり、本書を基礎にして更に莊園研究の進展するであらうことを信ずるものである。袖卷末に詳細な索引を付してあることは、本書を利用

するものに多大の便宜を與へるものなることを附記しておく。(菊版四五二頁、有斐閣發行、價四圓五拾錢)(田井啓吾)

田中訥言

山田 秋 衛 著

松岡映丘畫伯門下の大和繪畫家にして且研究家であり、更に出身地たる名古屋地方の郷土史に關する攻擧に努めつゝある著者が、寛政文化の頃大和繪復古の大業を成した尾張出身の畫家田中訥言の傳記の執筆者として適任なる事はいふまでもないところであるが、本書はこの意味での期待を裏切らぬ出來榮を見せてゐる。

書中第二章「訥言の經歷」に於ては訥言の出生地、志畫の年齢、名字と號、第十一章「訥言の風手及終焉」に於て、歿年、住居と晩年、失明と終焉等に關して述べられてゐるが、元來訥言はその作品の現存するものは名古屋京都を中心として相當豊富であるに反して自身の傳歴を傳ふべき文獻は極めて僅少であり、彼自ら作畫以外私事を傳へぬ主義であつたとの説話も所依なきにはあらぬを思はしむる現狀であるため、著者の努力にも拘らずその考證は概して推論の程度に止つてゐる。しかしこゝになされた文獻資料並に説話の蒐集及び取扱ひは綿密穩當であり、積極的な反對資料の提出されぬ限り、右の諸點に關する本書の所説は認められねばならぬであらう。

著者自ら本書に於て期する所は所謂傳記的記述であるよりは寧ろ「訥言の及藝術を叙して多少にても故翁の畫壇に於ける功績

と大和繪復古の唱主として開拓せし國畫の大要を知らしむ(二六頁)にあると述べてゐるが、事實四六倍判三百頁に餘る本文中右に擧げた二章以外は、訥言の作品の紹介作風の解説(第三三章)訥言の修行第四・五・六章、訥言の繪畫第九章、訥言の代表作及遺品第十四章、訥言の逸話(彼の繪師としての地位及び環境(第八章)、訥言の交友と生活(第十章)、名古屋と訥言(第十二章)、訥言と其門流)等彼の藝術に關する記述が大部分を占めてゐる。これは藝術家の傳記をものする態度として極めて當を得たものといふを得べく、筆蹟落款に關する記載(第十三章)、玻璃版七十三圖銅版四十一圖の挿入寫眞、卷末の作品目錄及年表と共に、訥言の藝術への好個の入門書であり、我等文化史精神史の立場より藝術及び藝術家を考察せんとするものに對しても裨益する所少くない。

しかもこの著者にして「畫蹟の遺存するもの頗る多く、傑作と認むべきものは成るべく多くこれを收載する筈であつたが、如何せん本書は傳記であつて畫集にあらず、よつて當然登載すべき作品と雖も、僅かに其十の一を採録したに過ぎぬ。しかもなるべく本文中に關係あるものを採つたから、これに逸せる珠玉の作は尙相當に多いこと、信ずる(凡例)の言ある事は甚だ意外に感ずる所であつて、畫家の人及藝術を叙する場合、作品若くはその複製を能ふ限り多數示す事の必要なるは餘りにも明白な所であるにも拘らず、經濟上其他の事情によるならばやむを得ぬ事乍ら、傳記であるがためにとの理由を以てその收載を躊躇したとは、著者の上述の本書記述の態度と矛盾を來しはせぬであらうか。まして私事

不傳を主張した程の訥言の場合、良心的なる解説を有する畫集こそ最も故人の意圖に忠實なる傳記なのではあるまいかとさへ思はれるに於ては尙更である。

流石に著者自身が大和繪の専門家であるだけに訥言の製作態度に關する記述は著者發見の訥言畫稿よりの挿入寫眞と相俟つて特に興味深く且教へられる所が多いと思はれるが、更に彼の作風のより細部的特徴についてより具體的専門的な解説を得る事が出来れば、藝術學界に益する所一層大なるものがあるであらう。殊に彼の古畫模寫に於ける態度手法を模本原本對照しつゝ、充分解明し、次でこの模寫の場合と創作の場合との技法上の關係を今少し細部の具體的に説明してこそ、當時の尙古的復古的精神の具現者の一人としての訥言の、大和繪復古の大業の性格及び意義が眞に明瞭にされるのではあるまいか。かゝる考察をなすための素養と資格を具有せる著者に期待する所切なるものがある。四六倍判、三〇二頁、昭和十三年六月、著者自刊、名古屋市中區流川町五四、曾保津之舎發行)(島 道雄)

大阪府下に於ける後村上天皇の御聖蹟

—大阪府史蹟名勝天然紀念物調査報告 第九輯—

木村 武 夫 著

序文に於いて著者が言つてゐるやうに「吉野時代五十有七年の抗争は、すでに先人の述べた如く、まことに攝河泉三國の土地の